

～医療行為がある方の受け入れ状況～

(2025年12月現在)

特別な医療の種類	受け入れの可否 (○・△・×)	詳細
経管栄養	胃ろう	△ ・新規入所及び入所後に造設の方、ショートの方いずれも看護課の出勤時間の都合により受け入れに 関しては要相談 *受け入れ人数に制限あり。
	腸ろう	△ ・新規入所及び入所後に造設の方、ショートの方いずれも看護課の出勤時間の都合により受け入れに 関しては要相談 *受け入れ人数に制限あり。
	経鼻栄養	× ・受け入れ不可。
中心静脈栄養		× ・受け入れ不可。
インシュリン注射		△ ・新規入所及び入所後に造設の方、ショートの方いずれも看護課の出勤時間の都合により受け入れに 関しては要相談 *受け入れ人数に制限あり。
血糖測定		△ ・新規入所及び入所後に造設の方、ショートの方いずれも看護課の出勤時間の都合により受け入れに 関しては要相談 *受け入れ人数に制限あり。
バルーン	○	・新規入所及び入所後に造設の方いずれも可。ただし、自己抜去の恐れがある場合は不可。 また、 バルーンの交換など、外部の医療機関での対応、連携が取れる方のみ対象とする。
膀胱ろう・人工肛門	○	・新規入所及び入所後に増設の方いずれも受け入れは要相談。ただし、自己抜去の恐れがある場合や 人工肛門やその周辺の皮膚に癒着や損傷を受ける恐れのある場合は不可。
在宅酸素・ネブライザー	○	
ペースメーカー	○	・新規入所及び入所後に必要となった場合いずれも受け入れは可。ただし、通院や検 査、手術などはご家族様が対応できるに限る。
人工透析	○	・透析の送迎については、ご家族又は病院での対応であれば受け入れ可 ・体調不良時に必ず透析病院で受け入れて頂ければ受け入れ可
痰の吸引	△	・新規入所及びショートは原則不可。ご入所後に必要となった場合は、回数や頻度な どにより要相談。
夜間CPAP装着者	△	・新規入所及び入所後に必要となった場合は原則不可。ただし、ショートで自己管理 ができる方のみ応相談。
気管切開	×	・受け入れ不可。
点滴	×	・受け入れ不可。
B・C型肝炎	△	・新規及び入所後に該当となった場合いずれも、治療の必要性がなく、また、施設生活に支障がない ことを医師より診断を受けていることが前提とする。
疼痛時の対応	△	・新規入所及び入所後に必要となった場合ともに、施設で管理しうる内服薬でのコントロールや病院 受診で対応可能な状態などであれば要相談とする。 (麻薬は不可。)

* あくまでも参考のものとなります。尚、ご本人様の身体状況や他のご利用者様の状況により、その都度ご相談となります。